

# 新型コロナウイルス感染症に関する出席停止と臨時休業について

学校法人 森村学園  
令和3年(2021年)2月8日版

	ケース	出席停止期間	提出書類	臨時休業について
1	本人が感染と認定	治癒するまで(医師等が判断)	登校許可証または再登校届	左記のケースにおいては、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の「臨時休業の判断について」に準じて、保健所の調査や学校医の助言等により、感染者の学校内での活動の状況や地域の感染拡大の状況を踏まえ、各設置校の責任者が学級単位、学年単位、又は学校全体の臨時休業の可否を判断する。
2	家族が感染と認定	医師もしくは保健所が登校を認めるまで	登校許可証または再登校届	
3	本人が濃厚接触者と認定	感染者と最後に濃厚接触した日から起算して2週間	登校許可証または再登校届	
4	家族が濃厚接触者と認定	当該家族が2週間陰性で本人も問題なしになるまで	登校許可証または再登校届	
5	本人が有症状で診断されなかった場合 A. 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)、高熱、鼻汁・鼻閉を伴わない味覚・嗅覚の低下、風邪のような症状が4日以上続いた場合 B. 風邪の症状がある場合 平熱より高い微熱(37.5℃くらいを目安)、咳、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐等、平常と異なる体調全般	① Aの症状で受診した後、医師に登校を認められるまで ② Bの症状が薬なしで症状がなくなり、体調が改善するまで	登校許可証または再登校届	
6	家族が有症状である場合	① 上記5のケースのAの症状の場合、家族の症状が治癒するまで(本人は健康であること) ② 上記5のケースのB症状の場合、出席停止になることあり	登校許可証または再登校届	
7	本人・家族に厚生労働省接触確認アプリ(COCoA)による接触通知があった場合	① 医師もしくは保健所が登校を認めるまで ② 接触通知を受けた方がPCR検査を受けない場合でも接触日から起算して2週間	登校許可証または再登校届	

\*現在のコロナ過において、医師記入の登校許可証が入手できない場合は、医師、保健所等の指示に従い、保護者が記入し、その旨、学校にもご報告下さい。

また各部における登校許可証、再登校届の用紙は以下のところからご利用下さい。

幼稚園：幼稚園のしおり      初等部：もりむら生活手帳、またはホームページ      中高等部：配布済み、またはホームページ

以上の目安は学校医と相談して決めております。今後も状況によっては変更になる可能性もあります。

また医師や保健所等から上記のものとは異なる指示が出された場合や、判断に困られた場合などは学校にご連絡下さい。